



特定小型原動機付自転車Q & A No.1

～特定小型原動機付自転車の基本的ルール～



特定小型原動機付自転車とは、原動機付自転車のうち車体の大きさ及び構造が自転車道における他の車両の通行を妨げるおそれのないものであり、かつ、その運転に関し高い技能を要しないものである車として道路交通法施行規則で定める基準に該当するものと定義されています。

Q 特定小型原動機付自転車の大きさと構造は？

A 車体の大きさは、長さ190センチメートル以下、幅60センチメートル以下です。構造は、以下のとおりです。

特定小型原動機付自転車

- 定格出力0.6キロワット以下
 - 構造上の最高速度20キロメートル毎時以下
 - 走行中に最高速度の設定変更不可
 - オートマ機構（ギアの切替なし）
 - 最高速度表示灯が設置されている
- 特定小型原動機付自転車の場合
表示灯は点灯

等

特例特定小型原動機付自転車

特定小型原動機付自転車のうち、

- 構造上の最高速度6キロメートル毎時以下
 - 最高速度表示灯が点滅
- 等

Q 誰が運転できるの？

A 16歳以上の者であれば、運転免許を要せずに運転することができます。

Q 運転する前に知っておくべき知識はどんな？

A



- 乗車用ヘルメット
かぶるように努めなければなりません。（努力義務）
SGマークなどの安全性を示すマークが推奨されています。

- 自賠責保険
車や原付などと同じく、自賠責保険に加入しなければなりません。



満期年(令和7年)

満期月(9月)



- ナンバープレート
車や原付とは違うナンバープレートです。
従来の原動機付自転車のナンバープレートよりも小型のナンバープレートを取り付けなければなりません。（手続は各市町村へ）

Q 特定小型原動機付自転車の保安基準は？

A



国土交通省HP引用